

# 京都府戸籍簿の維持利用とその歴史地理学的研究

## — 『函谷鉾町戸籍簿』にみる居住と移動 —

本多 健一・村上 富美・河原 典史

- I. はじめに
- II. 京都府戸籍仕法の概要
  - (1) 京都府戸籍仕法の特徴
  - (2) 京都府に倣った各府県の戸籍法令
- III. 函谷鉾町と『函谷鉾町戸籍簿』
  - (1) 明治初期の函谷鉾町と『函谷鉾町戸籍簿』
  - (2) 明治7年の全面改製
  - (3) 『函谷鉾町戸籍簿』維持利用の変遷
- IV. 明治初期の函谷鉾町における居住と移動
  - (1) 『函谷鉾町戸籍簿』の情報
  - (2) 函谷鉾町における居住者
  - (3) 函谷鉾町における住民の移動
- V. おわりに

### I. はじめに

近世から近代における日本の戸籍制度においては、江戸時代の宗門改帳から明治初期の試行的な地方戸籍を経て、明治5(1872)年に、いわゆる壬申戸籍の編製が行われた。これ以降、全国的に近代戸籍が普及してゆく。かかる制度の変遷や近代移行期の人口史については、第二次大戦前後の本庄栄次郎<sup>1)</sup>、高橋梵仙<sup>2)</sup>や関山直太郎<sup>3)</sup>らによる先駆的研究がある。ついで1960年代以降、速水融<sup>4)</sup>らによって研究が著しく進展した結果、この分野は独立した研究領域、すなわち歴史人口学と

して確立した。

これらの成果のなかで、特に重要であるのは、主として宗門改帳の分析から、住民の出生・死亡・婚姻・相続・居住・移動・生業などの生活実態を復原し、そこから当時の社会状況を明らかにしてゆく論考であろう。当初、それらの多くは村落をフィールドとし<sup>5)</sup>、都市を対象とした研究は遅れがちであったものの<sup>6)</sup>、1980年代以降、大都市を中心に研究成果が積み重ねられつつある<sup>7)</sup>。そのなかでも、京都を対象としたものとしては、横山定雄<sup>8)</sup>、秋山國三・仲村研<sup>9)</sup>、速水<sup>10)</sup>、浜野潔<sup>11)</sup>らによる成果がある<sup>12)</sup>。

しかし、宗門改帳は明治4(1871)年に廃止され<sup>13)</sup>、翌年に施行された壬申戸籍も現在は閲覧が禁止されている。そのため、宗門改帳以降の詳細な人口史料は欠落していると思われる<sup>14)</sup>。したがって、戸籍史料を活用した明治初期における住民生活の実態、特に都市住民を対象とした研究は、江戸時代の場合以上に進んでいないといえよう。

例えば、明治元(1868)年に京都府で施行された京都府戸籍仕法、およびそれに倣った地方戸籍群については、その編製が全国的な規模に至らず、比較的短命で終わったため、十分な研究が行われてきたとはいいがたい。しかも、田中彰<sup>15)</sup>、新見吉治<sup>16)</sup>、福島正夫<sup>17)</sup>、井戸庄三<sup>18)</sup>、石井良助<sup>19)</sup>らによる研究

キーワード：明治初期の京都、京都府戸籍簿、函谷鉾町、居住と移動

の多くは、宗門改帳から壬申戸籍を経た近代戸籍制度の確立過程を論じる制度史的研究である。つまり、地方戸籍簿の具体的な記載内容の分析を通じて、住民生活の実態を明らかにし、当時の社会状況にせまる研究は少ない。そのなかにあつて、明治2（1869）年に東京府で編製された戸籍簿から佃島の住民構成を論じた中井信彦<sup>20</sup>、同3（1870）年に徳島藩で編製された戸籍簿から通婚圏を明らかにした井戸<sup>21</sup>、同年に武蔵国多摩郡で編製された戸籍簿から親の世帯を離れて他世帯に移動するパターンや養子継承の戦略を考察した黒須里美<sup>22</sup>らの研究が、注目される<sup>23</sup>。

明治元年に京都府戸籍仕法が制定されると、当時の京都府下において、それに則った戸籍簿（京都府戸籍簿）が編製された<sup>24</sup>。そのひとつとして、現京都市下京区の函谷鉾町かんこぼちようにおいて、財団法人函谷鉾保存会が所蔵する『下京十一區函谷鉾町戸籍簿』（以下、『函谷鉾町戸籍簿』）がある<sup>25</sup>。後述の通り、『函谷鉾町戸籍簿』は近代初期における戸籍制度の基礎史料というだけでなく、その記載内容から都市住民の生活実態の一端が明らかになり、あわせて京都という都市の社会状況も見渡せる。しかも本史料の特徴は、壬申戸籍の施行後、10年以上にわたって継続的に利用されていたことにある。したがって、『函谷鉾町戸籍簿』の検討を通じて、宗門改帳廃止後の人口史料の欠落を埋める可能性が見出せるとともに、京都府戸籍簿の再評価をも促すことになる。

本稿では、『函谷鉾町戸籍簿』の記載内容を紹介し、従来は看過されてきた京都府戸籍簿の継続的な利用実態を明らかにする。さらに、当町居住者の属性や移動履歴の分析から、明治初期における京都の社会状況の一端を歴史地理学的手法で把握する。幕末期から明治初期にかけての京都町人たちの居住状況については、同時代の他の史料に基づいた樋爪修<sup>26</sup>や関谷龍子<sup>27</sup>らの精緻な先行研究が

あるものの、彼らの移動状況、例えばその地理的範囲については、その実態がほとんど明らかにされておらず、本稿は特にこれらの解明に重点をおく<sup>28</sup>。

## II. 京都府戸籍仕法の概要

### （1）京都府戸籍仕法の特徴

明治元年10月28日、京都府において「人民御保全永世産業安んせしめんため、戸籍編製を仰せ付ける」として、町人・農民を対象にした市中戸籍法および郡中戸籍法が制定された。その後、族属毎に土籍法、卒籍法、社寺籍法や華族籍法も定められた。全国に先駆けたこれらの近代的な戸籍制度は、京都府戸籍仕法とよばれる<sup>29</sup>。その編製目的には、族属毎に戸籍を作製し、府内から無籍の者をなくすことが掲げられていた。

京都府戸籍簿は、文政8（1825）年に長州藩で編製された戸籍帳とじやくを参考に制定・施行されたため、両者には形式・記載内容などに類似性がある<sup>30</sup>。この理由として、京都府知事であった榎村正直をはじめ、当時の府行政に長州藩出身者が多かったことが指摘されている<sup>31</sup>。

京都府戸籍仕法のうち、町人を対象とする市中戸籍法の規定は、以下のとおりである<sup>32</sup>。

- ①戸籍簿は、一町で一冊の「何京何番組何町戸籍」が編製され、その事務については町役人である町年寄（後に戸長）が担当する。
- ②戸籍簿用紙は、一戸につき上下二段に分かれた一用紙からなる。上段に職業と民産（田畑・山林・船・牛馬）、下段に人名・年齢・家族と戸主との続柄・身分異動事項や旦那寺が記される。
- ③出生・死亡・出入などの異動は、そのたびに町役人に届けられ、加筆や貼紙（附箋）などで記載が追加される。
- ④地域外からの来住者・奉公人を登録する寄

留簿が別途に設けられ、家主・雇主が届出の義務を負う。

- ⑤一冊の末尾には、家族数・人数・民産の集計が記される。
- ⑥毎年3月には、町年寄は家族数・人数・民産の集計を戸籍簿とは別の用紙に書出し、小組（町組）の町役人である中年寄に差し出す。中年寄はそれらを集計して、大組（町組が連合した組織、上大組（上京）と下大組（下京）の2つ）の町役人である大年寄に差し出し、大年寄はさらにそれらを集計して、最終的に府に差し出す。
- ⑦6年に一度ずつ、「大改」として全面的な改製がなされる。

この戸籍簿の特徴は、後の壬申戸籍と比べて、民産記載に重きが置かれていることである。また、記載内容については、戸主の職業<sup>33)</sup>、および家族全員の異動事項という二点に着目すべきであろう。前者の分析によって、当該町の地域性が、後者の異動（移動）事由からは、当時の人々の空間移動の特徴が把握できるからである。

#### （2）京都府に倣った各府県の戸籍法令

明治2年2月5日、政府より当時の各府県に対して「府県施政順序」が通達された。ここでは、府県知事による施政の第四項として「戸籍ヲ編制戸伍組立ノ事」が掲げられ、「戸口ノ多寡ヲ知ルハ人民繁育ノ基戸伍ヲ相組ハ衆庶協和ノ本タリ宜シク京都府ニテ編立スル所ノ制度ニ倣フヘシ」と解説されている<sup>34)</sup>。同年6月4日には、民部官達第505号により、改めて各府県に対して京都府に倣った戸籍法令の施行が命じられた。具体的には、京都府戸籍簿の原本が頒布され、府県名だけを改めて使用するようになされたのである<sup>35)</sup>。これにもとづいて、多くの府県で戸籍法令が制定されている<sup>36)</sup>。

しかし、明治3年から翌年にかけて各地で編製された戸籍簿群は、非常に複雑な様相を

呈している。例えば、各府県が独自に京都府戸籍仕法を修正して制定したり<sup>37)</sup>、京都府の影響を受けない新戸籍法令が制定されたりした<sup>38)</sup>。なかには、新戸籍法令制定そのものが行われなかった可能性も、指摘されている<sup>39)</sup>。さらに、本来なら民部官達の対象外である一部の藩においても、京都府戸籍仕法の流れをくむ戸籍簿が編製される<sup>40)</sup>など、過渡期ゆえの混乱がみられたのである<sup>41)</sup>。

### Ⅲ. 函谷鉾町と『函谷鉾町戸籍簿』

#### （1）明治初期の函谷鉾町と『函谷鉾町戸籍簿』

函谷鉾町は、現在の京都市下京区四条烏丸西入ルに位置し、東西を走る四条通の南北にまたがる両側町<sup>42)</sup>である。隣接する四条室町の辻は、徳川政権による京都支配のための「四座雑色」制（慶長6（1601）年）の基準地に設定され、京都町人の一大祭礼である祇園祭においても、華麗な鉾が集積する「鉾の辻」と呼ばれた。このように函谷鉾町一帯は、中世以来の京都における中心的な商業地であった。当町の所属は、江戸時代には下京仲九町組古町に属し、明治元年の第一次町組改正で下京十一番組、翌年の第二次町組改正で下京九番組、同5年には下京第十一区、そして京都市下京区成徳学区へと変遷している<sup>43)</sup>。明治9（1876）年では、後述するように四条通の北側に13筆、南側に16筆の地筆があった。

当町に現存する『函谷鉾町戸籍簿』（図1）は、縦帳一冊の史料であり、その形状は縦27.5cm・横18.5cmである。その表紙には一部貼紙がなされているが、最も表面に貼られた紙には、縦書きで次のように記されている。

下京十一區函谷鉾町戸籍簿

明治九年子五月ヨリ 戸長 町持  
岩田忠兵衛<sup>44)</sup>



図1 『函谷鉾町戸籍簿』外観

(京都市下京区函谷鉾保存会蔵の京都府戸籍簿正本。「十一區」および「明治九年」以下の部分に貼紙がなされている)

体裁については、表紙・裏表紙を除いて柿渋引合せ紙の台紙が43丁あり、冒頭の台紙9丁には、京都府戸籍仕法の市中戸籍法全文が記された17枚の紙が貼り付けられ、その後には、戸籍簿本紙が半丁に一用紙ずつ貼り付けられている。この形式は、いずれも市中戸籍法の規定に準拠している<sup>45)</sup>。なお、これらの巻末には、多数の付属文書も綴じ合わされている。

本史料の記載内容をみると、町内に居住していた住民の詳細な情報(前章(1)②)が、一用紙に一戸ずつ記載され、変更があれば加筆や貼紙などもなされている。これらは、記載内容・手続きともに市中戸籍法の規定に則したものである<sup>46)</sup>。ただし、その期間は明治元年から同20(1887)年頃までにおよぶ。

以上のように、本史料は形式・内容ともに明治元年制定の京都府戸籍仕法・市中戸籍法

にもとづいて編製されたものであり、各町に保管された京都府戸籍簿の正本と考えられる。同時に、表紙や記載内容からは、壬申戸籍の施行後も、長期間にわたって継続して利用されていたことも明らかである。

なお、『函谷鉾町戸籍簿』の巻末に綴じ合わされた文書群のなかには、明治元年から10年にかけて当町の家族数・人数を集計したものがあつた。これらが市中戸籍法に規定された集計であるのかは明らかでないが、その記述によれば、この時期の函谷鉾町の概況は表1の通りである。場合によっては短期間に家族数・人数の大きな変動がみられるものの、その個別背景は不明である。しかし、これらは当町における異動の激しさを物語っている。平均すると家族数は42、人数が142人(男64・女78)となり、家族の平均人数は3.41人となる。これは、同時期の近隣町の数値とほぼ同じであり、当時の京都の商業地に居住していた家族の平均人数は、3.5人前後であつたと推定される<sup>47)</sup>。

## (2) 明治7年の全面改製

明治4年に(壬申)戸籍法が發布され、それにもとづき、翌年に壬申戸籍が全国的に編製されて不要となつたはずの京都府戸籍簿

表1 明治初期の函谷鉾町における家族数・人数

	家族	人			家族平均人数
		男	女	合計	
明治元年11月	32	57	65	122	3.81
2年4月	42	76	77	153	3.64
3年1月	46	69	73	142	3.09
3年3月	47	70	72	142	3.02
4年3月	43	62	80	142	3.30
4年9月	39	58	78	136	3.49
8年12月	48	73	92	165	3.44
9年12月	41	63	84	147	3.59
10年12月	37	50	79	129	3.49
平均	42	64	78	142	3.41

(『函谷鉾町戸籍簿』より作成)

が、その後もいかなる理由で維持利用されていたかという点が、『函谷鉾町戸籍簿』の分析にあたって重要である。

注目されるのは、『函谷鉾町戸籍簿』では、明治7年に全面改製が行われていたことである。これは、例えば住所変更のなかった同一の家族について、明治元年当時の状況を記した戸籍簿の上に、同7年の現況を記した戸籍簿が新たに作製され、全面に貼り直されているためである。この背景の考察には、戸籍簿作製に用いられた用紙に着目すべきである。

明治元年の戸籍簿編製時と、同7年の改製時の用紙とでは書式が異なる。前者では、上4分の1の所へ横罫線が左右に一筋だけ引かれており（図2-A）、「上四ヶ所へ墨筋

ヲ引」と規定した市中戸籍法に則している<sup>48)</sup>。それに対し、後者では縦横に細かな罫線が印刷され（図2-B）、管見の限り、この書式については、明文化された規定が諸史料に見出せない。さらに後者には、冒頭に住所と身分を示す「下京第十一區函谷鉾町々人」の記述のうち、「下京第」までは罫線と同様に印字されている。そして、同類の用紙を利用した戸籍簿は、当時の京都下大組（下京）に属していた他町に残る史料でも確認できる<sup>49)</sup>。したがって、明治7年の『函谷鉾町戸籍簿』の全面改製は、下大組全体で統一書式の用紙が準備されて実施されたと推測される。つまり、京都府戸籍簿の改製は、少なくとも京都府内の下京では、大組の総意として行われたといえる。

<p>(十二支)</p> <p>(民産)</p> <p>(職業)</p>	<p>(十二支)</p> <p>(民産)</p> <p>(職業)</p>
<p>(且那寺宗旨および住所および寺名)</p> <p>(来歴)</p> <p>(町名および身分)</p> <p>(年齢)</p> <p>(年輪)</p> <p>(続柄)</p> <p>(戸主姓)</p> <p>(戸主名前)</p>	<p>(且那寺宗旨および住所および寺名)</p> <p>(番地)</p> <p>(来歴)</p> <p>(年月日)</p> <p>(年輪)</p> <p>(続柄)</p> <p>(戸主姓)</p> <p>(戸主名前)</p> <p>下京第 (区番および町名および身分)</p>
<p>A (明治元年)</p>	<p>B (明治7年)</p>

図2 『函谷鉾町戸籍簿』の書式  
(『函谷鉾町戸籍簿』より作成)

また、明治7年でも府内で京都府戸籍簿が維持利用されていた傍証として、同年1月調の京都府戸籍課『京都府管内戸籍表 京都府管内戸籍表内訳並ニ附録』<sup>50)</sup>がある。そのなかの「京都府管内戸籍表内訳並ニ附録」には、詳細な民産情報が上京・下京・伏水（伏見）・各郡別に掲載され、これは民産記載に重きを置いた京都府戸籍簿から集計されたものと考えられる。

### (3) 『函谷鉾町戸籍簿』維持利用の変遷

明治7年に京都府戸籍簿が改製されていることは確かであるが、管見の限り、それに関わる直接的な示達法令は見出せない<sup>51)</sup>。そこで本節では、当時の関連法令などの傍証から、京都府戸籍簿利用の変遷について推察した。

まず、明治4年4月4日に太政官布告第170号として発布された（壬申）戸籍法において、それまでに編製されていた地方戸籍に関連して、第26則に「民産調ノ如キハ一般ノ布告アルヘシト雖モ此迄地方官ニテ戸籍中家産等書載サセ来リシハ其儘出スヘシ」とある<sup>52)</sup>。これは特に従前の戸籍の取扱いを定めたものではないが、民産調査を目的として、従前戸籍を維持できたと解釈できる。

ついで、中央政府が公布施行した戸籍法に対して、京都府当局がきわめて批判的であった点に留意したい。明治4年6月9日、京都府より戸籍法に対する反対意見を開陳した弁官宛伺が出され、半年以上にわたり、民部省との間に論争が生じた<sup>53)</sup>。この論争は、最終的に京都府の言分を採用しない旨の正院指令で決着がついたように思われる。しかし、執拗に戸籍法を批判した京都府が、その指令に素直に従ったかどうかは、厳密な検証が必要であろう。

例えば、中央政府との論争後の明治5年11月、京都府は管内に「戸籍及職分総計」について取り調べ、翌年1月10日までにその結果

を提出するよう令している<sup>54)</sup>。しかし、このなかで「但田畑山林牛馬其外トモ従前之通無遺漏取調別冊ニ相認メ同様差出可申事」とあることから、当時、民産記載に重きが置かれた京都府戸籍簿が維持されていたと思われる。

さらに、明治6年3月、府は府令書第153号において、壬申戸籍の戸籍簿雛形を管内に初めて頒布し、「今度管内一般戸籍可差出旨大蔵省より達有之別紙之通改正相成候条従前戸籍上ノ四ヶ一之廉を除ク之外雛形ニ照準シ各区々長ニ而取調写取来ル四月廿五日限可差出事」と令している<sup>55)</sup>。「従前戸籍」という記述から、この時点まで京都府戸籍簿が維持されていたことは明らかである。また、ここに至って京都府管内で壬申戸籍が編製されるようになったものの、「従前戸籍」の取扱いについては明記されていない。むしろ「従前戸籍上ノ四ヶ一之廉を除ク」という表現からは、壬申戸籍とは別に、民産把握を目的として京都府戸籍簿を維持しようとする府の方針がうかがわれる。

このように、明治6年3月までの京都府では、おもに民産把握の目的から、京都府戸籍簿が引き続き維持され、利用されていた。それ以降については、関連法令等が見出せていないため、残された京都府戸籍簿や『京都府管内戸籍表 京都府管内戸籍表内訳並ニ附録』からの推測になる。おそらくは、明治7年時点でも民産把握を目的に京都府戸籍簿を維持しようとしていた府の方針があり、これを受けて同年が京都府戸籍法に規定された6年毎の「大改」の年にあたるため、戸籍簿の改製が下大組（下京）全域で一斉に実施されたのではないだろうか。それが京都府の直接的な指示を受けてのものなのか、下大組だけで自主的に実施したものであるのかなどは、現時点では不明である。

その後、『函谷鉾町戸籍簿』の全面改製が行われた形跡はない。また、明治10年を過ぎ

ると、個別戸籍簿の新規作製も目立って少なくなる。したがって、この頃に京都府戸籍簿を維持する府の方針が放棄されたと推測される。この理由には、おそらく明治8年から編纂される『共武政表』<sup>56)</sup>など、本格的な民産調査が始まったため、京都府においても、戸籍簿を通じた民産把握の必要性が薄れたことなどがあげられるであろう。

しかし、『函谷鉾町戸籍簿』の加筆・貼紙が引き続き明治20年頃までなされていた事実は、本史料がなおも函谷鉾町内で維持利用されていたことを示している。この理由については、おそらく民産や身分異動事項など、壬申戸籍にはない豊富な情報の記載を活かして、『函谷鉾町戸籍簿』を町の自治管理資料として利用していたと思われる。

江戸時代、京都の町の自治活動において最も力点を置かれたもののひとつが、町内治安維持のための居住者の整齐、すなわちその人柄を揃えることであった。そのために町役人は住民の人柄を熟知し、その動静に注意を怠らず、家屋敷の売買や借家の貸借などにも介入した<sup>57)</sup>。これら町役人の管掌事務は、明治

の中頃までは維持されていたようであり<sup>58)</sup>、それを執り行うにあたって、京都府戸籍簿がきわめて便利な管理資料となったことは、容易に推察されよう(表2)。

このような戸籍簿維持利用の詳細については、他町に残された戸籍簿との比較考察など、今後の研究を待ちたい。

#### IV. 明治初期の函谷鉾町における居住と移動

##### (1) 『函谷鉾町戸籍簿』の情報

『函谷鉾町戸籍簿』記載内容の分析に際しては、いくつか史料上の制約がある。最大の障害は、異動の場合になされる貼紙が、きわめて多数かつ複雑に貼り重ねられていることである。それゆえに、記載内容の全ての採取は不可能である<sup>59)</sup>。これは当町住民の異動頻度が高かったことの反映ともいえるが、本稿ではこの対応策として、比較的採取しやすい明治7(1874)年の全面改製時の情報に重点を置いた<sup>60)</sup>。その結果、『函谷鉾町戸籍簿』から採取した情報は、合計39軒・208人であった。

さらに、戸籍簿に記載された各人の生年月

表2 『函谷鉾町戸籍簿』の成立と維持利用の変遷(括弧内は筆者推定)

年代	戸籍簿	書式・用紙	その役割と利用
明治元年 (1868)	編 製	罫線なし用紙	全国に先駆けた近代戸籍のモデルとしての京都府戸籍
明治2(1869) ～ 同6(1873)年	記述内容に変更があれば、明治元年作製用紙に加筆または貼紙、戸主交代や転入があれば新規作製		明治5(1872)年の壬申戸籍施行により、京都府戸籍は全国モデルとしての役割は終える(それ以降は、主に民産把握を目的として、府内で維持利用されていたか)
明治7年 (1874)	全面改製	罫線あり用紙 (下大組内での統一用紙か)	
明治8(1875) ～ 同10(1877)年頃	記述内容に変更があれば、明治7年作製用紙に加筆または貼紙、戸主交代や転入があれば新規作製		
明治11(1878)年頃 ～ 同20(1887)年頃	記述内容に変更があれば、明治7年作製用紙に加筆または貼紙		(この間は函谷鉾町内の自治管理資料として維持利用か)

(『函谷鉾町戸籍簿』などより作成)

日の欄には、「何年何歳」という記述があり、この「何年」が当該戸籍簿の作製年と推定される。この作製時期を集計すると、全て「大改」の明治7年以降、特に同9年にかけてのものが大半であった。採取した用紙の書式も、すべて同7年の改製書式であった<sup>61)</sup>。したがって、本稿で焦点をあてる時期は、主に明治7年～9年となる。

当時の京都における社会状況を概観すれば、明治初年の東京遷都による急激な人口流出こそ止まったものの、幕末期からの混乱で減少した総人口は、それ以前の状態にはほど遠いものであった<sup>62)</sup>。このような危機的状況に対し、府を中心として積極的な勸業政策が推し進められつつあったが、伝統的な手工業地域・西陣が著しい不況に陥るなど、それらの施策は実現に至らず、沈滞的な状況は脱しきれていなかった<sup>63)</sup>。

これらを踏まえたうえで、次節より、当時の函谷鉾町住民たちの居住および移動実態を明らかにし、分析を加えてゆく。

## (2) 函谷鉾町における居住者

函谷鉾町住民の居住状況を分析するにあたり、最も完全に近い状態で復原できる年月は、明治9(1876)年12月であった。そこで当時の家族数・人数として31軒・127人を特定し<sup>64)</sup>、これらを図表として一覧にしたものが、表3と図3である<sup>65)</sup>。

当時の函谷鉾町には、多種多様な職業の住民が居住していた。なかでも多いのは、呉服商、旅宿商、干物商、釘金物鉄商、紙・油・蠟燭商、材木商などの商人である。また、時計職、理髪職、筆筒職、有仙(友禅)職、鹿子染職といった職人や、筆道教師といった知識人も居住していた<sup>66)</sup>。

彼らが、例えば函谷鉾町内の表通りに店舗付住宅を構えていたのか、あるいは営業は別の場所で行い、町内では裏の借家(長屋など)に居住するだけであったのかなどは、

『函谷鉾町戸籍簿』からは明らかでない。しかし、当町が京都における商業の中心地であったことから、その多くは前者であったと考えられる。ただし、同一地番に複数の家族が確認される場合、彼らの一部ないし全部が長屋などに居住していたこともありうるため、後者の可能性も考えられる。

最も多い業種は、呉服関係の6軒であり、全体の2割弱を占める。函谷鉾町が接する室町通とその周囲は室町筋とよばれ、織物問屋が集中する同業者町を形成していた。藤本利治によると、江戸前期の室町筋の中心は室町三条にあり、函谷鉾町の位置する室町四条付近には、呉服問屋は立地していなかった。この状況は明治中期まで維持されたが、明治後期になると、その中心が下京方向へ南下して、室町四条付近にも多くの織物問屋が立地するようになったという<sup>67)</sup>。しかし、『函谷鉾町戸籍簿』によれば、すでに明治初期において、函谷鉾町には6軒の呉服商が存在していた。彼らの営業実態は精査が必要であるが、いずれにしても、近世から近代にかけての室町筋の変遷について、新たな検討を要する課題が提示されたといえよう。

また、当時の京都府の職業人口において、農業を除いて最大の割合を占めていた日雇職<sup>68)</sup>が、当町にいなかったことにも着目すべきである。都市住民のなかでも比較的下層に属していたと考えられる彼らが居住していなかった函谷鉾町は、比較的中上級層の都市住民が多かったといえよう<sup>69)</sup>。

なお、全31軒の約8割、23軒が天保13(1842)年から明治9年までに転入しており、それ以降には14軒が転出していた。この事実は戸籍簿に転出入の記述があるものだけであり、戸籍簿への不記載や、その後の廃棄・脱漏の可能性を考えれば、実際にはもっと多くの転出入が行われていたに相違ない。先行研究において、近世都市住民の頻繁な移動が明らかになっているが<sup>70)</sup>、当時の函谷鉾

表3 明治9年12月における函谷鉾町の居住状況

家族 番号	番地	職業	戸主の 年齢 (歳)	家族人数 (人)	転入		転出	
					時期	場所	時期	場所
①	77	水引小売・銅板業	20	5	明治9	下11 (当町内)	-	-
②	78	玉節諸干物商	21	3	-	-	明治20	下6
③	79	旅宿商	30	2	-	-	明治13	下7
④	81	釘金物鉄商	57	7	天保13	下11	明治15	下11 (当町内)
⑤	82	紙・油・蠟燭商	48	2	-	-	明治12	下11 (当町内)
⑥	84	呉服卸売商	6	2	明治9	下11	-	-
⑦	86	時計職兼小売	49	7	安政元	下19	-	-
⑧	88	金箔商	42	6	-	-	-	-
⑨	88	旅宿商	40	5	明治5	下11	明治13	下3
⑩	90	理髪職	61	3	明治5	上30	-	-
⑪	92	箆笥職	32	3	-	-	-	-
⑫	92	筆道教師	42	9	明治5	下13	-	-
⑬	93	呉服太物商	41	6	明治2	下3	-	-
⑭	93	呉服商	31	3	明治9	下11	明治14	下11
⑮	94	材木商	12	4	明治8	上31	-	-
⑯	95	有仙 (友禅) 職	33	5	明治8	下4	明治17	下3
⑰	96	両換公債石炭卸売	38	5	慶応2	下12	-	-
⑱	97	呉服商	12	2	-	-	-	-
⑲	97	呉服悉皆	56	5	明治9か	河内国茨田郡	明治13	下11
⑳	98	塩肴商	39	4	明治9	下11	明治10	下11
㉑	98	鹿子染職	32	4	明治7	下9	-	-
㉒	98	醬油塩紙商	48	5	明治8	下2	-	-
㉓	99	菓子商	64	2	明治7	下3	-	-
㉔	100	旅宿商	42	2	明治8	丹後国中郡	明治13	下11 (当町内)
㉕	100	旅宿商	27	3	明治6	下14	-	-
㉖	100	魚料理	41	2	-	-	明治17	下1
㉗	101	青物商	47	4	-	-	-	-
㉘	103	旅宿袋物商	54	4	明治3	下12	明治10	下3
㉙	103	菓子商	29	3	明治5	下5	明治15	下12
㉚	105	呉服太物卸商	29	4	明治7	下9	明治14	下11 (当町内)
㉛	105	唐反物商	10	6	明治7 明治8	上25 下19	-	-
(合計)				127				

〔函谷鉾町戸籍簿〕より作成。家族番号は図3の丸かこみ数字と対応している。戸主年齢は満年齢。転出入場所の「下11」、「上27」などは当時の京都下京第11区、上京第27区を示し、「(当町内)」とは函谷鉾町内での移動を示す

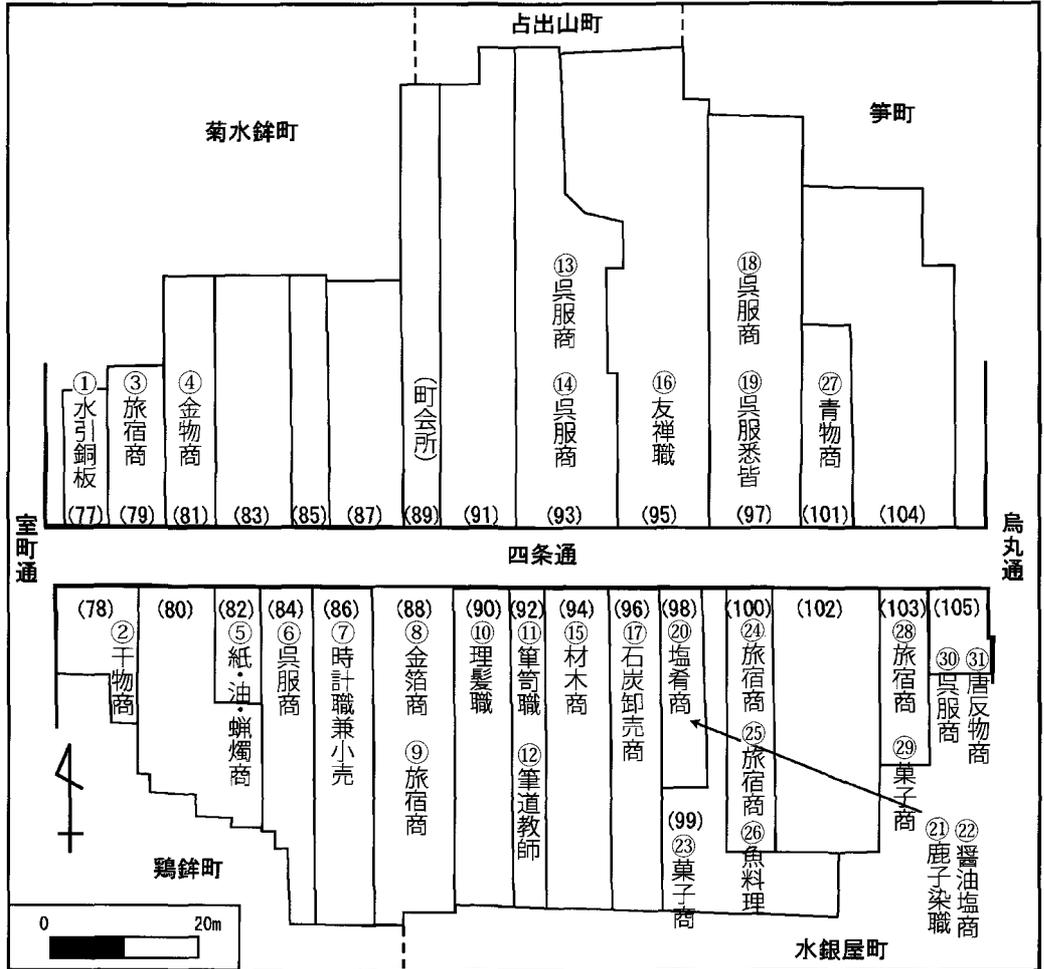


図3 明治9年12月における函谷鉾町の居住状況

(「下京區第拾壹組函谷鉾町全圖(但六百分ノ一) 1884を基図として、『函谷鉾町戸籍簿』より作成。括弧内の数字は番地を示し、職業の前の丸かこみ数字は表3の家族番号と対応している)

町でも同様の傾向が確認された。そこで次節では、彼らの移動実態について検討する。

### (3) 函谷鉾町における住民の移動

『函谷鉾町戸籍簿』では、住民の移動が生じた場合、転出入の年月・事由・場所が個人毎に明記されていた。したがって彼らの移動状況について、場所別、および転居(引越)や婚姻という事由別の分析が可能である<sup>71)</sup>。

転入総数はのべ86件・131人、転出総数はのべ38件・113人が集計された。前者は天保4(1833)年から明治18(1885)年までの約

50年間にわたるが、なかでも明治7年から同9年前後に集中する。これは、先述した各戸籍簿の作製時期と一致している。一方、後者は明治6年から明治20年の期間に分布していた。転入に比して転出が少なく、また後年に出現しているのは、転出者の戸籍簿の多くが、その時点で廃棄されたためと考えられる。これらの件数について、場所別・事由別に分類して図表化したものが、表4ならびに図4・図5・図6である。

まず函谷鉾町住民の移動地の地理的範囲に着目すると、転入・転出とも京都市中(当時

表4 函谷鉾町をめぐる移動場所および移動事由

転入	婚姻	養子	転居	その他	合計	全件数に占める割合
京都市中 (%)	22 33%	10 15%	24 36%	11 16%	67 100%	78%
町周辺 (%)	11 29%	4 11%	17 45%	6 16%	38 100%	(44%)
その他 (%)	11 38%	6 21%	7 24%	5 17%	29 100%	(34%)
京都外部 (%)	6 32%	8 42%	0 0%	5 26%	19 100%	22%
合計 (%)	28 33%	18 21%	24 28%	16 19%	86 100%	100%

転出	婚姻	養子	転居	その他	合計	全件数に占める割合
京都市中 (%)	3 9%	4 13%	22 69%	3 9%	32 100%	89%
町周辺 (%)	0 0%	1 6%	15 83%	2 11%	18 100%	(50%)
その他 (%)	3 21%	3 21%	7 50%	1 7%	14 100%	(39%)
京都外部 (%)	0 0%	2 50%	0 0%	2 50%	4 100%	11%
合計 (%)	3 8%	6 17%	22 61%	5 14%	36 100%	100%

転入：天保4（1833）－明治18（1885）年

転出：明治6（1873）－明治20（1887）年

（『函谷鉾町戸籍簿』より作成。「京都市中」とは当時の上京・下京あわせた地域であり、「町周辺」とは下京第11区およびそれを圍繞する8つの町組を、「その他」とは「町周辺」以外の「京都市中」地域を示す。なお、他に移動場所不明の転出が2件ある）

の上京・下京地域）の割合がきわめて高い<sup>72)</sup>。さらに京都市中での移動について、当時の函谷鉾町が属していた町組である下京第11区およびそれを圍繞する周囲の8つの町組（以下、町周辺）と、それ以外の地域とに区分すると<sup>73)</sup>、転入・転出のうち、約半数の件数が町周辺で完結していた。つまり、京都市中でもきわめて限定された範囲に集中して、頻繁な移動が繰り返されていたのである。

それらの移動のうち、特に高い割合を占めている事由は、転居（引越）によるものであり、転入の約5割、転出では約8割を占めて

いた。転居に限れば、転入では24件中17件、転出では22件中15件までが函谷鉾町周辺に集中していた。その一方で、京都外部との間での転居は、転出入ともになかった<sup>74)</sup>。

函谷鉾町に居住する町人たちが、狭小な地域で転居を繰り返していた理由については、以下のように推察されよう。京都では、転居にあたって家屋敷を売買する場合でも、借家を賃借する場合でも、町の許可や確実な請人（保証人）を必要とし、請人となる者の居住範囲が定められることもあった<sup>75)</sup>。当然、遠隔の者にとっては転居を制限される要因となり、結果的に転居範囲は狭小なものとなる。

しかし、そのような制限にもかかわらず、多くの転居が頻繁になされていた理由については、函谷鉾町周辺が京都の中心的な商業地域であることに留意する必要がある。例えば、商人や職人たちは、その営業状態に応じて、たびたび商業地域の内部で店舗や居住地の変更を必要としており、それが狭小な地域内での転居の繰り返しという移動行動の要因となっていたのではないだろうか。いずれにしても、このような京都町人の移動行動については、京都市中でも性格の異なる地域、例えば手工業地域であった西陣との比較や、当時の景気動向などとも関連づけた、総合的な考察が必要であろう<sup>76)</sup>。

一方、婚姻・養子という血縁的移動の地理的範囲に着目すると、それらは京都市中の町周辺に集中していた転居に比べ、京都の外部にもおよぶ広い範囲で行われていた。事由によって移動範囲の広さが異なる点も、当時の都市住民の移動行動の特徴といえる<sup>77)</sup>。

最後に、京都外部との移動地（図6）をみると、それらは京阪地域を中心に、現在の滋賀県、岐阜県南部、福井県南部ならびに兵庫県北部にほぼ限定される。これらは、第1に京都東方で、中山道・東海道といった基幹街道の周辺地域（図6の番号1～5）、第2に京都西南方で、第1の延長でもある淀川沿岸

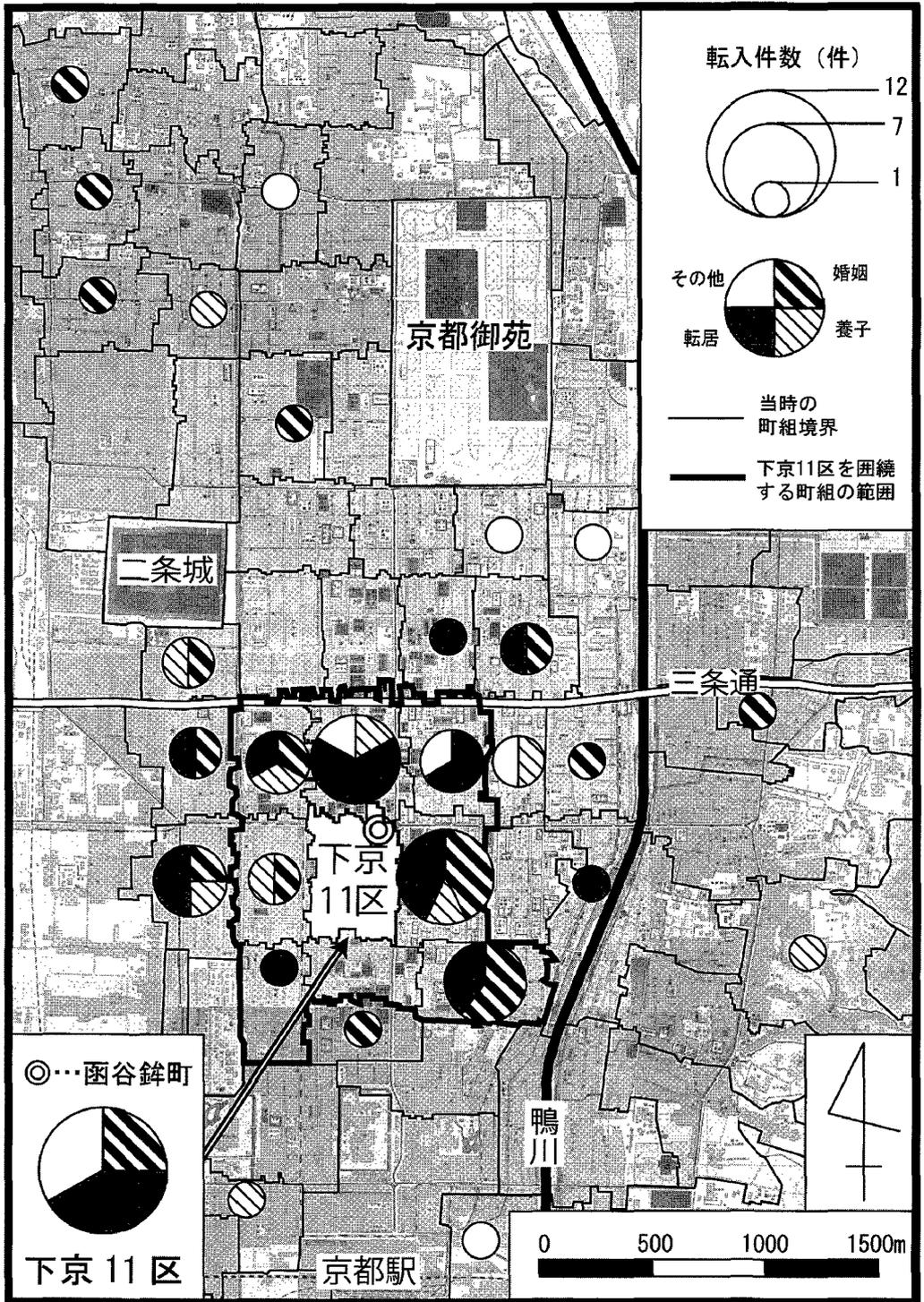


図4 京都市中から函谷鉾町への転入の状況 — 天保9 (1838) 年～明治16 (1883) 年 —  
 (『大典記念京都市街地図』, 1915 を基図として, 『函谷鉾町戸籍簿』より作成)

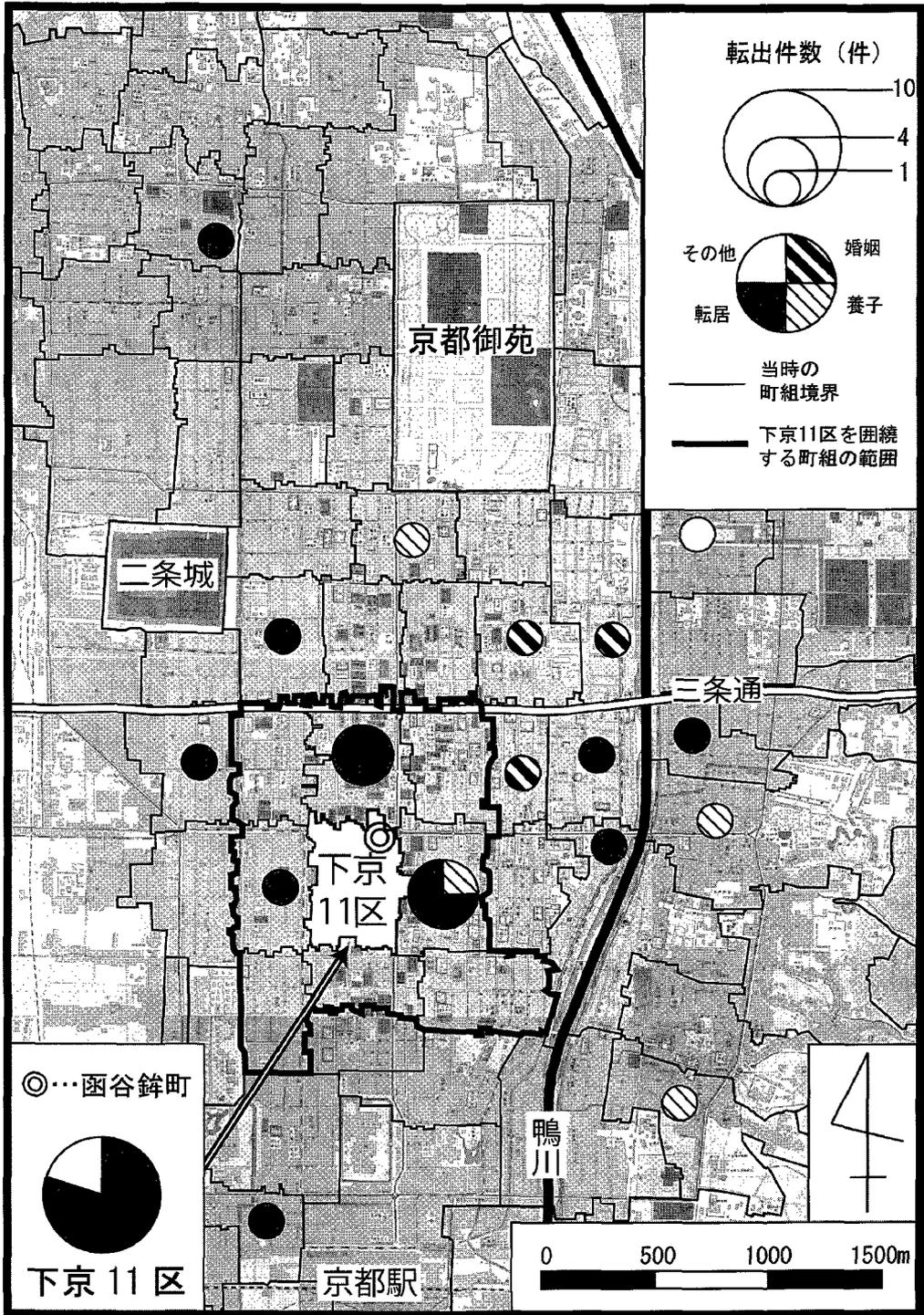


図5 函谷鉾町から京都市中への転出の状況—明治6(1873)年~同20(1887)年—  
 (『大典記念京都市街地図』, 1915を基図として、『函谷鉾町戸籍簿』より作成)

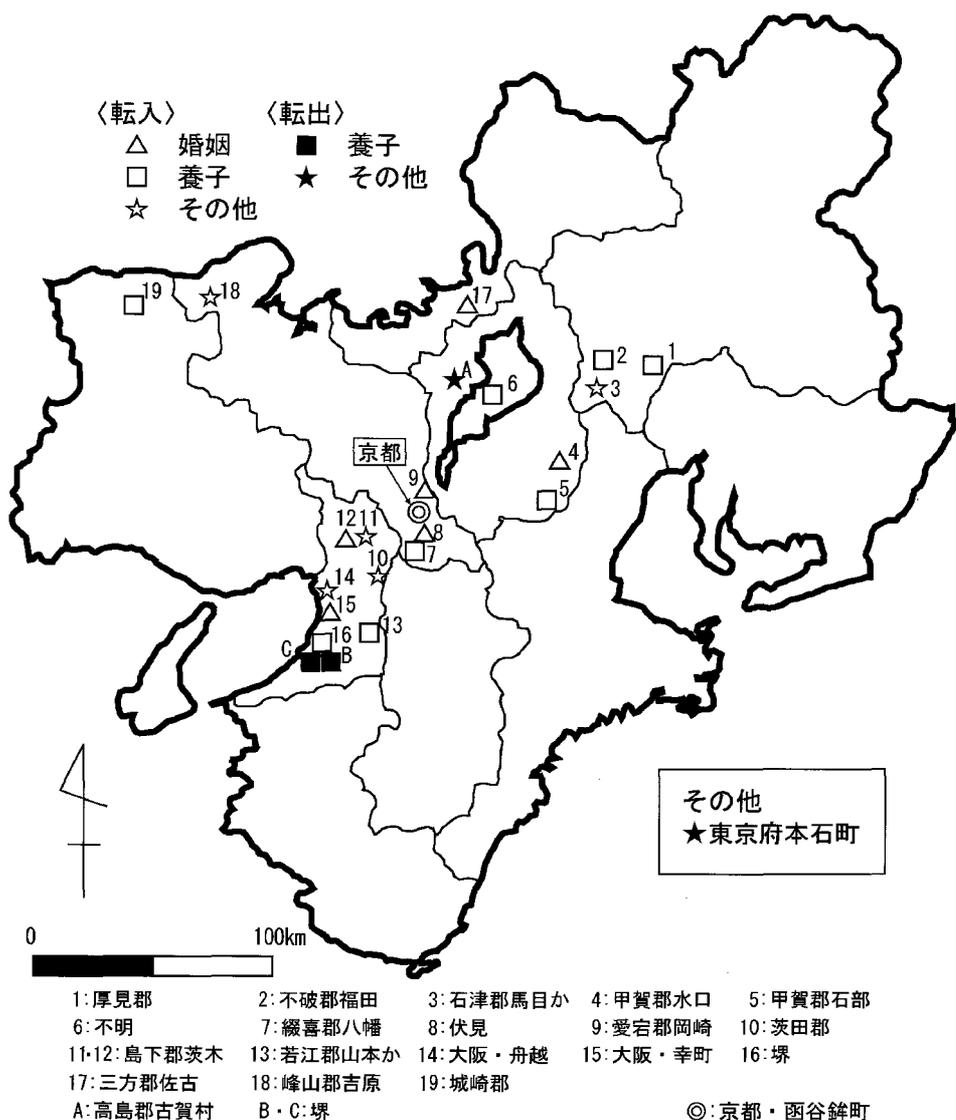


図6 京都外部との転出入の状況 — 天保4(1833)年～明治18(1885)年 —  
 (『函谷鉾町戸籍簿』より作成、府県境は現在のもの)

の京阪地域(同7・8, 10~16, B・C), そして第3に, 京都北方の日本海沿岸地域(同17~19, A)に分類される。第2の地域には, 伏見・大阪・堺という都市があり, 京都と周辺都市との強い結節が考えられる。一方, 第1と第3の地域は, 江戸後期から明治初期の京都に在住していた奉公人の出身地と同様の傾向であり<sup>78)</sup>, 江戸時代から京都への

労働力供給圏を形成していた近江から美濃, 北陸や山陰地方との関係も確認できよう<sup>79)</sup>。

## V. おわりに

明治初期の戸籍制度については, 京都府戸籍仕法とそれに倣った地方戸籍, そして壬申戸籍という全国的な近代戸籍の成立過程に関心の多くが収斂されていた。そのため, 壬申

戸籍に先駆けて編製された地方戸籍簿の具体的な記載内容や維持利用の実態に問題意識を投げかける研究は、きわめて少なかった。

これに対し、『函谷鉾町戸籍簿』の分析を通じて本稿で明らかになった点は、次のようにまとめられる。当戸籍簿は、明治元年に編製された京都府戸籍簿の正本であるとともに、壬申戸籍施行の後も10年以上にわたって維持利用されていた。この理由については明らかでない点も多いが、背景として当初は民産把握を目的とする京都府の意向、次いで自治管理資料として利用する町の意向などが考えられよう。いずれにしても、これらの事実、壬申戸籍に先立つ京都府戸籍簿の意義について、新たな視座を提供するものである。

また、宗門改帳後の人口史料として、京都府戸籍簿の再評価も促そう。すなわち、『函谷鉾町戸籍簿』には、当時の都市住民たちの居住や移動などに関する豊富な情報が記載されているため、それらの分析を通じた生活実態の一端が明らかになった。そのなかでも特に、彼らの移動状況について、町周辺のきわめて狭い範囲で転居を繰り返していた事実が実証されたことは、大きな成果といえよう。

一方で、残された課題も少なくない。まず当戸籍簿には、複雑多数な貼紙など史料的制約があり、それゆえの情報の寡少さが、最大の問題である。この寡少さを補うためにも、他町で編製された京都府戸籍簿の収集、情報の採取と分析、そしてそれらの比較検討が必要である。これらに加え、宗門改帳を用いた研究の成果もあわせて取り込むことによって、近世から近代にかけての京都における都市住民の居住や移動をはじめとする生活実態とその変化がより詳細に復原され、当時の社会状況が多角的に明らかになる。また、本稿ではとりあげなかった民産や旦那寺に関する分析、戸籍簿記載内容からの個人史ないし家族史の復原、ならびにその解明なども重要であろう<sup>80)</sup>。

(立命館大学・院)  
(平安中・高等学校)  
(立命館大学)

#### 〔付記〕

本稿は、第49回歴史地理学会大会(2006年6月、近江八幡市人権センター)、および第104回人文地理学会歴史地理研究部会(2006年11月、佛教学四條センター)の報告内容を、加筆修正したものです。本稿の作成にあたり、財団法人函谷鉾保存会、ならびに同会理事の松宮益太郎氏より多大なご協力をいただきました。また、学会発表時には諸先生方からさまざまなご教示をいただきました。ここに記して感謝の意を表します。

本稿は立命館大学が採択された21世紀COEプログラム「京都アート・エンタテインメント創成研究」(代表:立命館大学文学部教授・川嶋將生)による成果の一部である。

#### 〔注〕

- 1) 本庄栄次郎『日本人口史』, 日本評論社, 1941。
- 2) 高橋梵仙『日本人口史之研究』, 三友社, 1941。
- 3) ①関山直太郎『日本人口史』, 四海書房, 1942。②関山直太郎『近世日本の人口構造—徳川時代の人口調査と人口状態に関する研究』, 吉川弘文館, 1958。
- 4) 速水の多数の著作のなかで、歴史人口学の概説的なものとして以下の2つをあげておく。①速水融『歴史人口学の世界』, 岩波書店, 1997。②速水融『歴史人口学で見た日本』, 文藝春秋, 2001。また、本稿と関連の深い、明治前期を中心とする人口統計史を整理したものとして、③速水融「明治前期人口統計史年表」, 国際日本文化研究センター紀要 日本研究9, 1993, 135~164頁がある。
- 5) 近世村落を対象とした代表的研究成果として、速水融『近世濃尾地方の人口・経済・社会』, 創文社, 1992がある。
- 6) 前掲 4) ②134頁。

- 7) 近世都市を対象とした代表的研究成果として、斎藤修『江戸と大阪—近代日本の都市起源』、NTT出版、2002がある。なお、最近の近世都市人口史をめぐる研究動向は、高橋美由紀『在郷町の歴史人口学—近世における地域と地方都市の発展—』、ミネルヴァ書房、2005、9~10・33~34頁にまとめられており、そちらを参照されたい。
- 8) 横山定雄「近世都市聚落の動態性と集団性—京都市、町内資料の分析—」（東京大学社会学会編『現代社会学の諸問題』、弘文堂、1949）、523~546頁。
- 9) 秋山國三・仲村研『京都「町」の研究』、法政大学出版局、1975、292~299頁。
- 10) 速水融「京都町方の宗門改帳—四條立売中之町—」、徳川林政史研究所研究紀要 昭和55年度、1981、502~541頁。
- 11) ①浜野潔「近世京都・借屋人の移動について—西九条境内志水町」、京都学園大学経済学部論集8-2、1998、119~136頁。②浜野潔「近世京都における人口移動と寺檀関係—寺替・宗旨替をめぐって—」、京都学園大学経済学部論集12-2、2002、53~70頁。③浜野潔「近世都市の経済危機と人口—京都西陣の事例から—」、関西大学経済論集53-3、2003、1~21頁。
- 12) 幕末期から明治初期にかけての京都の人口に関する概観は、京都市編『京都の歴史7 維新の激動』、学藝書林、1974、34~37頁を参照。
- 13) 明治4（1871）年10月3日大蔵省布達第70号（内閣官報局編『法令全書』、第四卷、原書房、1974-（復刻原本は1887-1888）、560頁）。
- 14) 前掲4) ②136頁。
- 15) 田中彰「明治政権初期政策の原型—戸籍帳を一例として—」、日本歴史83、1955、23~30頁。
- 16) 新見吉治『壬申戸籍成立に関する研究』、日本學術振興会、1959。
- 17) 福島正夫「明治四年戸籍法の史的前提とその構造」、（福島正夫編『戸籍制度と「家」制度』、東京大学出版会、1959）、93~169頁。
- 18) 井戸庄三「明治初期戸籍の系譜とその歴史地理学的意義」（織田武雄先生退官記念事業会編『織田武雄先生退官記念人文地理学論叢』、柳原書店、1971）、659~672頁。
- 19) 石井良助『家と戸籍の歴史』、創文社、1981。
- 20) 中井信彦「明治二年戸籍からみた佃島の住民構成」（米山桂三博士還暦記念論文集編集委員会編『米山桂三博士還暦記念論文集 日本社会と近代化』、慶応通信、1967）、351~386頁。
- 21) 井戸庄三「幕末・明治初期の通婚圏—徳島藩明治三年戸籍の分析—」、歴史地理学紀要14、1972、87~109頁。
- 22) ①黒須里美「明治戸籍の分析と歴史人口学—多摩戸籍からみる離家パターンと家族システム—」（速水融・鬼頭宏・友部謙一編『歴史人口学のフロンティア』、東洋経済新報社、2001）、245~266頁。②黒須里美・落合恵美子「人口学的制約と養子—幕末維新期多摩農村における継承戦略—」（速水融編『近代移行期の家族と歴史』、ミネルヴァ書房、2002）、127~160頁。
- 23) 他に明治初期の戸籍簿を対象とした研究は、以下のものがある。①村田静子「明治二年本石町二丁目戸籍下書について」、日本歴史218、1966、34~46頁。②北原糸子「都市の戸籍編制—空間と身分の統合化—」（北原糸子『都市と貧困の社会史』、吉川弘文館、1995）、227~252頁。
- 24) 現在の京都市内には、百点前後の戸籍簿ならびに関連布達の史料が確認されている。京都市編『史料 京都の歴史』、全16巻、平凡社、1979-1994に、それらの大部分の目録が収録されている。
- 25) 「函」も「函」も本来は同じ字であり、前者が正字、後者が俗字である（諸橋轍次『大漢和辞典巻二』、大修館書店、2001、185・188頁）。これらを受けて、現在では町の名前などは「函谷鉾町」に統一されている。しかし、かつては「函谷鉾町」という表記も多く使われており、本稿では史料名など原表記を尊重すべきものについては「函谷鉾町」、それ以外の町名などについては「函

- 谷鉾町」と区別して表記した。
- 26) 樋爪修「近世京都における町共同体の動向 — 借家人層を中心として —」, 立命館文学 384・385, 1977, 137~175頁。
  - 27) 関谷龍子「町空間の歴史的構成 — 京都・六角町を事例として —」(佛教大学総合研究所編『成熟都市の研究 — 京都のくらしと町 —』, 法律文化社, 1998), 97~122頁。
  - 28) 京都以外の, 近世都市住民における移動の歴史地理的考察を行った研究は, 以下のものがある。①佐々木陽一郎「江戸時代の一都市における人口移動について — 飛騨国高山の事例 —」, 千葉大学法経研究9, 1980, 41~87頁。②高木正朗「都市町内のPopulation Dynamics — 19世紀奈良町「人数増減表」にみる —」, 立命館産業社会論集25-1, 1989, 167~192頁。③加藤政洋「近世地方都市における移入者の出身地分布 — 飛騨・高山町の場合 —」, 岐阜史学97, 2001, 85~96頁。④鷲崎俊太郎「幕末期における商人移動の人口地理学的分析 — 横浜開港に伴う豆下田欠乏品売込人の転入経緯と世帯構成の変遷 —」, 歴史地理学208, 2002, 5~24頁。⑤乾宏巳『近世都市住民の研究』, 清文堂出版, 2003。
  - 29) 公布法令の全文は, 京都府立資料館編『京都府百年の資料 — 政治行政編』, 京都府, 1972, 77~86頁に収録されている。
  - 30) 前掲15) 25~29頁および前掲16) 20~25頁。
  - 31) 前掲16) 23~24頁。また, 明田鉄男『維新京都を救った豪腕知事 榎村正直と町衆たち』, 小学館, 2004も参照。
  - 32) 前掲29) 77~80頁および前掲17) 146~151頁。
  - 33) 京都府戸籍簿に記載されているのは, 戸主の職業のみである。したがって, 他の家族構成員が別の職業を持っていたとしても, それは不記載であるため, 全住民の完全な職業の復原は困難である。
  - 34) 前掲13) 第二巻, 59頁。
  - 35) 前掲13) 第二巻, 202~203頁。
  - 36) 民部官達にもとづいて制定された戸籍法令は, 甲府県, 品川県や浦和県などで判明している。また, これらとは別に, 東京府戸籍編製法が明治2年3月に制定・施行されている。
  - 37) 例えば, 東京府戸籍編製法は, 京都府戸籍仕法に準拠しつつも, 戸籍登録の要件が緩く, 一冊を地主戸籍・借地戸籍・借家戸籍に三分するなどの特色がある。これらの背景として, 東京では土族を含む無籍漂泊者の氾濫が著しかったことが指摘されている(前掲19) 315~351頁)。
  - 38) 前掲16) 537~540頁で指摘された兵庫県裁判所戸籍法など。
  - 39) 前掲17) 100~103頁。
  - 40) 徳島藩, 高田藩や鳥取藩などで, 京都府戸籍仕法の流れをくむ戸籍簿が編製されていた(①前掲18) 661頁, ②伊藤康「鳥取県の戸籍編製 — 明治初年の地方制度史の視点から —」, 鳥取県立公文書館研究紀要1, 2005, 21頁)。
  - 41) 井戸は, これら戸籍簿群の系譜を整理し, 京都府戸籍仕法に則したものの, その様式を改変したもの, その影響を受けていないものに分類している(前掲18) ①)。なお, 伊藤は, これらの戸籍群についてはそれぞれ性格が異なるため, 先行研究で使用されている「庚午戸籍」, 「辛未戸籍」といった, 年毎の干支をもって一括りにする分類を批判している(前掲40) ②28頁)。
  - 42) 京都市中には, 通りを挟んで向かい合う家々で一つの町をつくる両側町が多く形成されており, その淵源は平安京の条坊制にさかのぼる(足利健亮編『京都歴史アトラス』, 中央公論社, 1994, 11頁)。
  - 43) 「角川日本地名大辞典」編纂委員会編『角川日本地名大辞典26京都府上巻』, 角川書店, 1982, 468頁および林屋辰三郎・村井康彦・森谷尅久編『日本歴史地名大系27京都市の地名』, 平凡社, 1979, 525頁。
  - 44) 図1にあるように, 表紙の「下京十一區函谷鉾町戸籍簿」では, 「十一區」だけに貼紙がなされており, 下に何が書かれていたのかは判読できないが, おそらく明治元年以降, 所属町組の変更にあわせて貼紙が貼付されて上書されていったと推測される。ま

- た、「明治九年云々」以下の部分は、全て貼紙がなされ、それぞれ歴代戸長の名が記されている。これは市中戸籍法に則した手続きである（前掲29）77～78頁）。
- 45) 前掲29) 77～80頁。
  - 46) 前掲29) 77～80頁。
  - 47) 幕末期から明治初期の京都下京における近隣町の家族の平均人数として、四条立売中之町3.29（文久3（1863）年）、白樂天町3.64（明治元年）、亀屋町3.41（同前）という数字が知られる（前掲10）533頁）。
  - 48) 前掲29) 78～80頁。
  - 49) 『塩竈町戸籍簿』、明治元年－明治10年、京都市下京区塩竈町蔵および『中之町戸籍簿』、明治9年、京都市下京区万寿寺中之町蔵。ただし、筆者が確認した史料は、京都市歴史資料館蔵の写真版である。
  - 50) 京都府立総合資料館蔵。
  - 51) 筆者が主に参照した史料は、①福島正夫編『「家」制度の研究 資料篇Ⅱ』、『明治前期京都府戸籍法令集』、東京大学出版会、1962、259～450頁、②京都府編『京都府史第一編』、『政治部戸口類』、明治9年刊、京都府立総合資料館蔵などである。
  - 52) 前掲13) 第四巻、122頁。
  - 53) 前掲17) 154～159頁および福島正夫編『「家」制度の研究 資料篇Ⅰ』、東京大学出版会、1959、88～101頁。
  - 54) 前掲51) ①294～295頁。
  - 55) 前掲51) ①295頁。
  - 56) 陸軍参謀本部編『共武政表 明治8年版』、青史社、1976。
  - 57) ①前掲9) 291頁。②秋山國三『近世京都町組発達史』、法政大学出版局、1980、169～186頁。
  - 58) 例えば、明治23（1890）年の妙蓮寺前町（現京都市上京区）において、江戸時代からの伝統的な自治活動の内容を継承した町規約が制定されている（京都市編『史料 京都の歴史7 上京区』、平凡社、1980、574～576頁）。
  - 59) 史料利用にあたっての貼紙の問題は、京都府戸籍簿の原型である長州藩戸籍帳でも指摘されている（前掲4）③139頁）。
  - 60) 先述の通り、京都府戸籍仕法においては、他地域からの来住者や奉公人などについては、別に寄留簿が設けられた。そのため、戸籍簿から採取できる情報は、家持・借家人など通常の住民の家族構成員のみである。当時の函谷鉾町における寄留簿原本の所在は不明なため、当町に多数居住していたと思われる奉公人については、把握できない。また、戸籍簿に記載されている民産の分析によって、各人が家持か借家人かという区別もある程度推察されるが、家持でありながら自らは借家住まいといった者もあるため、完全な区別はなしえない。以上の問題点については、今後の課題としたい。
  - 61) 戸籍簿作製後に出生や婚姻などで異動があった場合は、加筆がなされている。また、家族全員が転居によって転出した場合も、全てではないがその旨加筆記入されており、判読しうる限りそれらの情報も採取した。
  - 62) 前掲12) 参照。
  - 63) 京都市編『京都の歴史8 古都の近代』、学藝書林、1975、16～20頁・33頁・108頁。
  - 64) 『函谷鉾町戸籍簿』巻末の付属文書（表1）によれば、明治9年12月の函谷鉾町の家族数・人数は41軒・147人であることが知られる。つまり筆者による調査では、10軒・20人が貼紙などの理由で採取しえなかった。これらは不完全であるが、全体の約8割を特定しえたため、おおむね当時の居住状況が推察できよう。
  - 65) 図3は、明治17（1884）年6月の現況を表す「下京區第拾宅組函谷鉾町全圖 但六百分ノ一」（財団法人函谷鉾保存会編『函谷鉾町百年史－明治・大正そして昭和－』、函谷鉾保存会、2001、106～107頁）を基図として作図し、その結果、北側13筆、南側16筆の地筆が復原された。空白の地番は、戸籍簿から情報が採取できなかった部分である。この理由として、当時は89番地が町会所として利用されていたほか、102番地は、かつての阿波国蜂須賀藩の屋敷跡であり、それゆえ当時も居住者がいなかった可能性がある。

る。以上は、財団法人函谷鉾保存会・松宮益太郎理事よりご指摘をいただいた。なお、記載されている住所は地番までであり、そのなかで表通りに面していたか否かなどは把握できない。

- 66) なお、江戸期から明治初期にかけて、主な買物案内記類などに記載されている函谷鉾町の商店・職人は、以下の通りである。①『京羽二重』、貞享2(1685)年(新修京都叢書刊行会編『新修京都叢書 第二巻』、臨川書店、1969):屏風所、大佛師、茶入繕師。②『京都御役所向大概覚書』六、享保2(1717)年頃(岩生成一監修『京都御役所向大概覚書 一下巻一』、清文堂出版、1973):町医師、佛絵師、能装束師并衣装着せ。③『商人買物独案内』、天保2(1831)年(新撰京都叢書刊行会編『新撰京都叢書 第七巻』、臨川書店、1984):婚礼道具、材木、書林。④『商人買物独案内』、嘉永4(1851)年(新撰京都叢書刊行会編『新撰京都叢書 第七巻』、臨川書店、1984):婚礼道具、水引。⑤『都商職街風聞』、文久4(1864)年(新撰京都叢書刊行会編『新撰京都叢書 第八巻』、臨川書店、1987):屏風師、鉄物屋。⑥『売買ひとり案内』、明治11(1878)年(新撰京都叢書刊行会編『新撰京都叢書 第六巻』、臨川書店、1985):唐反物現銀店、銅版彫師、鉄商、石炭油商。⑦『西京人物誌』、明治12(1879)年(新撰京都叢書刊行会編『新撰京都叢書 第九巻』、臨川書店、1986):画師、銅鑄師、打物番匠具鎖鑰、唐反物商(2軒)。また、円山派の画家として著名な国井応文(1835-1887)が、明治11年より当町に居住し、その最期を迎えている。
- 67) 藤本利治「室町織物問屋同業者町の立地および店舗構造」(立命館大学人文科学研究所編『家業—京都室町織物問屋の研究—』、立命館大学人文科学研究所、1957)、231~235頁。
- 68) 明治5年3月時点の「京都府下諸商賈職業記」(京都市編『京都の歴史7維新の激動』、學藝書林、1974、167~170頁)によれば、当時の日雇戸数は、農業を除く全職業戸数の8%を占め、項目別では最多であった。また、文久元(1861)年、当時の京都縁辺部に位置していた西九条境内志水町(現京都市下京区)住民の職業は、全15軒のうち日雇が3軒を占めていた(前掲11)①123~124頁)。
- 69) なお、明治10年以降に、職業が「通勤」という1軒が転入してくるが、これは商家の使用人と考えられ、都市下層民である日雇職とは同一視できない。
- 70) 前掲7)、8)、9)、10)、11)、27)、28)の諸論文などを参照。
- 71) ただし、記載された移動地の住所は町名までであり、地番以下は把握できない。
- 72) 高木による江戸後期奈良の二つの町(東北向町・鶴福院町)の分析結果と比較してみると(前掲28)②185頁)、ともに都市内部における移動の割合が高いが、函谷鉾町では転入・転出ともに奈良町のそれを上回っており、当時の京都市中での移動割合が高かったことがわかる。
- 73) 下京第11区を圍繞する8つの町組とは、下京第2・3・4・10・12・17・18・19の各区であり、その範囲は南北に約1,400m、東西に約1,100mの矩形をなす。北辺が三条通、東辺が柳馬場通、西辺が堀川通、南辺が五条通となる(図4・図5参照)。函谷鉾町を中心として、おおむね半径500~900mの範囲である。
- 74) 江戸後期の大坂でも、町人たちが狭小な近隣地域で転居を繰り返していたことが、乾によって指摘されている(前掲28)⑤48~56頁)。
- 75) 前掲9)301~365頁、前掲57)②171~186頁および守屋毅『京の町人—近世都市生活史』、教育社、1980、119~127頁。
- 76) 浜野は、江戸後期の西陣花車町(現京都市上京区)では、何らかの経済的危機が訪れると、世帯の流出が激しくなり、人口が減少したとしている(前掲11)③11頁)。また、樋爪や関谷は、幕末期の京都における経済不振や人口減少によって、市中の家屋数の売買や借家替が促進されたとしている(前掲26)172~173頁 および前掲27)115

頁)。

- 77) なお、筆者のひとりである河原は、近代における生業別の通婚圏の狭拡について論じている。河原典史「福井県旧西田村における第2次世界大戦前後の通婚圏」, 歴史地理学161, 1992, 28~40頁。
- 78) 前掲10), 524~541頁。
- 79) なお、『函谷鉾町戸籍簿』の分析からは、特

定の産業集積地と移動した家の職業との相関関係, 例えば西陣と呉服商との関係などは見出せなかった。

- 80) これらのうち, 当時の古文書や買物案内記類(前掲66)を援用して、『函谷鉾町戸籍簿』に記載された住民の個人史ないし家族史を復原し, 考察した結果については, 別稿を準備中である。

The Establishment and Maintenance of Family Register in Modern Kyoto (Kyoto-fu Kosekibo) and its Historical-Geographical Research:  
Residence and Mobility from the Study of Family Register (Kankoboko-cho Kosekibo)

HONDA Kenichi, MURAKAMI Fumi, KAWAHARA Norifumi

This paper attempts to elucidate the establishment and the maintenance of family registers in Kankoboko-cho (Kankoboko-cho Kosekibo: 函谷鉾町戸籍簿), which is one of family registers in Kyoto (Kyoto-fu Kosekibo: 京都府戸籍簿), and also to do research on historical geography by investigating these family registers.

In 1868, the Kyoto family register system was established by Kyoto Prefecture. This is a modern-style experimental family register system, which preceded a nationwide family register (Jinshin-Koseki: 壬申戸籍) made in 1871. However, "Kankoboko-cho family register," which was kept in Kankoboko-cho, Shimogyo-ku, Kyoto-shi, had been used and well-maintained for more than ten years after 1871, so that Kyoto Prefecture could keep tabs on households' composition of each town and their properties. And this family register system might be used as a document for self-government management document in the neighborhood.

It is revealed that Kankoboko-cho was one of the central commercial towns in Kyoto, where various merchants and craftsmen were living, based on the residence situation of Kankoboko-cho in 1876, which was restored by "Kankoboko-cho family register." In addition, this town kept having people coming in and going. Nonetheless, those people mobilized predominantly between the town and its periphery. There were more people who migrated for moving than those who did for getting married. An examination of their residence and mobility may reveal social conditions in modern Kyoto.

**Key words:** modern Kyoto, the family register (Kyoto-fu Kosekibo), Kankoboko-cho, residence and mobility